

# 国土強靱化の確立について

【担当省庁】 内閣府、総務省、財務省、文部科学省、文化庁、国土交通省、農林水産省

## 1 地域防災力向上等のための支援

京都府では、「京都府国土強靱化地域計画」を今年度策定中であり、その計画の推進のため、以下の財源を確保していただきたい。

- ① 全国防災事業費が平成 28 年度に皆減し、緊急防災・減災事業債が平成 28 年度までとなっていることから、平成 27 年度比で約 1 兆円の財源を失う恐れがある。

については、緊急性の高い対策へ集中的に投資する予算枠の創設も含め、社会資本整備財源を十分かつ安定的に確保していただきたい。

- ② また、緊急防災・減災事業債を恒久的な制度とした上で、災害の発生状況等を踏まえ拡充を図っていただきたい。

緊急防災・減災事業費

(億円)

年度	国(地方財政計画)	京都府(当初予算額)
26	5,000	38
27	5,000	46
28	5,000	24

## 2 安心・安全対策にかかる予算の増額確保

- 「防災・安全交付金」を増額確保していただくとともに、土砂災害警戒区域の指定推進、住民への啓発などのソフト対策の強化のためにも交付金を増額していただきたい。

(防災安全交付金) 国予算額 11,002 億円、府配分額 354 億円

京都府の砂防関係事業要対策箇所は約 3,100 箇所あり、全事業費は、約 1 兆円(9,300 億円)、現在のペースで事業実施した場合に要する期間は約 300 年間

- 施設の老朽化と過疎化高齢化による管理体制の脆弱化が進む農業用ため池について、早急に決壊防止等の対策を講じるため、農村地域防災減災事業の予算を確保いただきたい。

(農村地域防災減災事業) 国予算額 507 億円、府配分額 4.6 億円

京都府内での農業用ため池の要対策箇所数は、約 200 箇所あり、全事業費は約 200 億円、現在のペースで事業実施した場合に要する期間は、約 50 年間

### 3 庁舎の耐震改修・建て替えへの財政支援

- 防災拠点となる公共施設等の耐震改修に対する財政支援措置の拡充及び建て替えに対する新たな支援措置を講じていただきたい。

京都府における防災拠点施設の耐震化率は全体で 88.5 %、うち庁舎は 67.4 %  
<現在の主な財政措置>

緊急防災・減災事業債（充当率 100 %、償還額に対する交付税措置 70 %）

※平成 28 年度までの措置であり、それ以降は防災対策事業債（充当率 90 %、交付税算入率 50 %）となる。

※いずれも耐震化事業を対象としており、庁舎の建て替えは対象外

### 4 屋外待避者への支援体制の構築

- 「車中泊避難」などの屋外待避者について、指定避難所と同様に適切な支援が行える体制を早急に構築していただきたい。

### 5 文化財復旧適用のための激甚災害特別財政措置法の改正

- 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」を改正し、文化財への適用拡大と補助率のかさ上げをしていただきたい。

災害復旧に係る文化財補助金の補助率は、補助対象経費の 85 % 上限

※ 公共土木施設等の国庫補助 通常整備：50%、激甚災害指定：90%

農林水産施設の国庫補助 通常整備：50%、激甚災害指定：98%

#### 【現状・課題等】

##### 1 地域防災力向上等のための支援

###### 公共事業費及び緊急防災・減災事業債について

- |              |                    |             |
|--------------|--------------------|-------------|
| ・ 公共事業関係費    | ⑳ 59,737 億円        | ㉑ 59,711 億円 |
| ・ 防災・安全交付金   | ⑳ 11,002 億円        | ㉑ 10,947 億円 |
| ・ 緊急防災・減災事業債 | ⑳ 5,000 億円（㉒地方債計画） | ㉑ 5,000 億円  |
- 充当率 100 % 交付税措置率：元利償還金の 70 %  
平成 23 年度に創設され、平成 28 年度まで延長

2 安心・安全対策にかかる予算の増額確保

土砂災害対策の今後の必要事業費と期間

保全対象人家が 5 戸以上や要配慮者利用施設等がある要対策箇所のうち未整備箇所  
約 3,100 箇所を現在のペース(※)で砂防事業(ハード対策)を実施する場合

必要とする事業費・・・約 1 兆円(9,300 億円)

必要とする期間・・・約 300 年間

※ハード系事業費：約 30 億円/年(公共 20 億円+府単費 10 億円)

1 箇所当たりの事業費を約 3 億円、年 10 箇所程度で見積もり

(参考)

◎ 主な事業実施箇所

主な事業実施箇所	
通常砂防事業 (29箇所)	花尻川(京都市)、草生川(京都市)、蛙ヶ谷川(京都市) 下庄谷川(宇治市)、弥陀次郎川(宇治市) 桜峠谷川(木津川市)、不動谷川(笠置町)、谷山川(南丹市) 大町谷川(南丹市)、上乙見川(京丹波町) 大門川(福知山市)、天井川(福知山市)、忠川(綾部市) 宮ノ谷川(舞鶴市)、辻川(宮津市)、孫谷川(宮津市) 等
急傾斜地 崩壊対策事業 (11箇所)	久多(京都市)、西笠取(宇治市)、大野(木津川市) 下小田(福知山市)、志高(舞鶴市)、大丹生(舞鶴市) 大波下(舞鶴市)、平(京丹後市)、六万部(伊根町) 等
地すべり対策事業 (4箇所)	東畑(精華町)、切山(笠置町)、小原田(福知山市) 長江(宮津市)
雪崩対策事業 (1箇所)	下世屋(宮津市)

◎ 土砂災害危険箇所数

○ 土砂災害危険箇所数は、8,847 箇所 (全国 525,307 箇所)

土石流危険溪流 5,024 箇所 (全国 183,863 箇所)

人家5戸以上等(要対策箇所) 2,328 箇所 (全国 89,518 箇所)

急傾斜地崩壊危険箇所 3,765 箇所 (全国 330,156 箇所)

人家5戸以上等(要対策箇所) 1,339 箇所 (全国 113,557 箇所)

地すべり危険箇所 58 箇所 (全国 11,288 箇所)

○ 危険箇所内に立地する要配慮者利用施設数は、237 箇所

○ 危険箇所内に立地する避難所数は、431 箇所

◎ 整備状況(要対策箇所)

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

区 分	要対策箇所数	対策済箇所数	整備率
土石流危険渓流 ※	2,328	369	15.9%
急傾斜地崩壊危険箇所 ※	1,339	254	19.0%
地すべり危険箇所	58	19	32.8%
計	3,725	642	17.2%

※人家 5 戸以上等

◎ 農業用ため池状況(要対策箇所)

区 分	農 業 用 ため池数	要対策箇所 (H26 設定)	対策済箇所 (H26 ~H27)	整備率
防災重点ため池 *1	256	130	23	17.7%
一般ため池 *2	1,309	96	8	8.3%
計	1,565	226	31	13.7%

\*1) 市町村が指定した、災害によりため池が決壊した場合に下流人家等に影響を及ぼす恐れのあるため池及び堤高 1.5m 以上のため池

\*2) 防災重点ため池を除くため池

ため池整備事業の今後の必要事業費

京都府内の農業用ため池 1,563 箇所のうち要対策箇所約 200 箇所を現在のペース(※)でため池整備事業を実施する場合

必要とする事業費・・・約 200 億円

必要とする期間・・・約 50 年

※ハード系事業費 4 億円/年 (公共 4 億円)

1 箇所当たりの事業費 1 億円、年 4 箇所程度で見積もり

※現在の事業費は 4 億円であるが、市町村からの要望額は、事業費の総額で 8 億円であるため、予算が足りない状況

3 庁舎の耐震改修・建て替えへの財政支援

本府における防災拠点施設の耐震率は全体で 88.5%、うち庁舎は 67.4%であり、耐震化未実施の庁舎については早急に耐震化を進めていく必要がある。

耐震化については、自治体の負担が大きく、現在の耐震化に係る財政支援措置では、最低でも自治体側が 30%の費用負担が必要であり、更なる財政支援措置の底上げが必要である。

また、熊本県宇土市役所のように、複雑な構造で耐震化が困難なケースも想定されることや水害なども念頭に移転も含めた「建て替え」について、新たな財政的支援が求められている。

<現在の主な財政措置>

- 緊急防災・減災事業債（充当率 100 %、償還額に対する交付税措置 70 %）
- ※平成 28 年度までの措置であり、それ以降は防災対策事業債（充当率 90 %、交付税算入率 50 %）となる。
- ※いずれも耐震化事業を対象としており、庁舎の建て替えは対象外

4 屋外避難者への支援体制の構築

熊本地震において、県内の避難所では収容しきれなかったり、また、ペットがいるなどで避難所に入らない避難者や、1,300 回を超える余震を恐れて屋外の車中泊やテントに避難するなど避難者の形態が多様化しており、駐車場の収容台数が追いつかなかつたり、避難者の出入りが激しく、避難者名簿の作成が困難であり、避難人数が把握できないため、必要な救援物資の数量を算出できないなどの課題が新たに生じた。

また、「車中泊避難」における急性肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）による震災関連死が発生するなど、屋外避難者に対する健康管理が課題となった。

平成 28 年 4 月に改訂された「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び「避難所運営ガイドライン」は、あくまで指定避難所の建物内での住環境を想定した内容となっており、屋外避難についても指定避難所と同様に適切な避難所運営が行えるよう見直しが必要である。

【京都府の担当課】

府民生活部	防災消防企画課	075-414-5610
	災害対策課	075-414-4476
環 境 部	公営企画課	075-414-4373
	水環境対策課	075-414-5206
農林水産部	農村振興課	075-414-5053
	水産課	075-414-4994
	森林保全課	075-414-5028
建設交通部	道路計画課	075-414-5246
	河川課	075-414-5282
	砂防課	075-414-5311
	港湾課	075-414-5302
	都市計画課	075-414-5334
教育庁	文化財保護課	075-414-5898